

一般財団法人 有機合成化学研究所
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人有機合成化学研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、有機合成化学の分野における研究成果の公開及び専門知識の普及、産学官及び国際学术交流、並びに研究教育に対する支援を通して、当該分野の学術及び科学技術の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術講演会、国内及び国際研究集会等並びに研究者育成講座の開催
- (2) 学術出版物の刊行
- (3) 研究に対する助成
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号及び第2号の事業は京都府下を対象とし、この法人のホームページ等で開催や刊行について案内する。

3 第1項第3号の事業の対象等については、第8章に定める。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類のうち、事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、この法人の主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属説明書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置く。
- (1) 定款
 - (2) 監査報告
 - (3) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(定数)

第9条 この法人に評議員4名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 就任時の事業年度の開始日における評議員の満年齢が、75歳を超えないこと。
- (2) 各評議員について、次のイからへのいずれかに該当する各評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに該当する者の配偶者

ヘ ロからニに該当する者の3親等内の親族であつて、その者と生計を一にする者

- (3) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある団体にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体にあつては、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

（任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、その任期満了又は辞任による退任のために評議員の員数が第9条に定めた定数に足りなくなるときは、新たに選任された評議員が就任するまで、退任した後もなお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等及び費用)

- 第12条 評議員に対して、各事業年度の総額が60万円を超えない範囲で、かつ、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準に従って算定した額を限度として、報酬等を支払うことができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
 - (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 他の一般社団法人又は一般財団法人との合併
 - (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催時期)

- 第15条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、各事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するものとし、原則として、5月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回、各事業年度の開始前に開催するものとし、原則として、3月に開催する。その他、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 第1項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この請求に対し、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員が互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 他の一般社団法人又は一般財団法人との合併
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事または監事を選任する議事を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

4 一部の評議員が遠隔地に所在するため、評議員会の開催場所に赴くことができない場合において、電話会議やテレビ会議等の形で、各評議員の音声互いに即時に伝わり、全員が一堂に会するのと同様に適時的確な意見交換が可能な場合には、この評議員は有効な議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項の議決に加わることができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決すべき旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を書面または電磁的記録で通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された1名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名以上2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 就任時の事業年度の開始日における理事及び監事の満年齢は、75歳を超えてはならない。

3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができず、また、監事はこの法人の使用人を兼ねることができない。

5 各理事について、理事本人及び本人の配偶者又は3親等内の親族その他本人と特別な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることができない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長に事故があるときは、新しい理事長が理事会で選任されるまで、最年長の常務理事が理事長の業務執行に係る職務を代行する。

5 理事は、必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、当該理事が理事会を招集することができる。

6 理事長及び常務理事は、各事業年度に、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、必要があるときは、評議員会に出席して意見を述べなければならない。
- 5 監事は、必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、当該監事が理事会を招集することができる。

(任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、その任期満了又は辞任による退任のために役員の員数が第22条第1項に定めた定数に足りなくなるときは、新たに選任された役員が就任するまで、退任した後もなお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

(報酬等及び費用)

第28条 役員に対して、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準に従って算定した額を限度として、報酬等を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の免除)

第29条 役員の賠償については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉理事長)

第30条 この法人に、1名以内の名誉理事長を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、この法人の理念の象徴的な存在であること及び理事長の相談に応じることができるほかは、一切の実質的な職務及び権限を有しない。
- 3 名誉理事長の選任及び任期は、理事会において決議する。
- 4 名誉理事長は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行に関する決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の審議
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選任及び解任
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 重要な財産の処分及び譲り受け

(種類及び開催時期)

第33条 理事会は、各事業年度に2回の定時理事会を、原則として、3月及び5月に開催するほか、必要な場合には、臨時理事会を適時に開催する。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。ただし、第24条第5項による場合は理事が、第25条第5項による場合は監事がそれぞれ招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が務める。理事長が理事会を欠席する場合は、最年長の常務理事が議長を務める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係をもつ理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 一部の理事が遠隔地に所在するため、理事会の開催場所に赴くことができない場合において、電話会議やテレビ会議等の形で、各理事の音声互いに即時に伝わり、全員が一堂に会するのと同様に適時的確な意見交換が可能な場合には、この理事は有効な議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項の議決に参加することができる者に限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該議案を可決すべき旨の理事会の決議があったもの

とみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項の理事会へ報告することを要しない。

2 ただし、第24条第6項に掲げる報告については、前項を適用することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会議に出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠席したときは、出席した理事及び監事の全員が記名押印しなければならない。

第8章 研究助成事業

(研究助成事業の対象)

第40条 第4条第3号の研究助成事業は、原則として京都府下の大学の有機合成化学分野における先端的研究を対象とし、この法人のホームページでの公募により、助成金を交付する。助成金の交付等に関する規程は理事会で別に定める。

(選考委員会)

第41条 前条の研究助成事業の候補の審査及び選定に関する事項を審議するため、選考委員会を置く。

(選考委員)

第42条 前条の選考委員会は、3名以上5名以内の選考委員をもって組織する。

2 選考委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 選考委員のうちには、この法人の役員が委員の数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第9章 賛助会員

(一般会員及び維持会員)

第43条 この法人の目的及び事業を賛助する者は、理事会で別に定める賛助会員規程に基づき、理事会の決議により賛助会員とする。

2 賛助会員を分けて次の2種とする。

(1) 一般会員 この法人の目的及び事業を賛助する者又は賛助する上で、特に功労のあった者

(2) 維持会員 この法人の目的及び事業を賛助し、賛助会員規程に定める維持会費

を納める者

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款の変更は、第18条第2項第3号の規定に基づく評議員会の決議によって行う。

2 前項の規定は、第1条(名称)、第3条(目的)、第4条(事業)及び第10条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(合併)

第45条 この法人は、第18条第2項第5号の規定に基づく評議員会の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併することができる

2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法人法202条に定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第47条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人若しくは国又は地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要に応じて有給の事務職員を置く。

3 重要な事務職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

4 その他事務局の運営は、理事会の承認の下で理事長が統括する。

(資料)

第49条 事務所には、次の資料を備えておかななければならない。

- (1) 第7条並びに第8条第1項及び第3項に掲げた書類
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び評議員会の議事録及び関連書類
- (4) 維持会員名簿
- (5) この法人が定める規程等
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の資料の閲覧については、法令の定めによるとともに、理事会で定める情報公開規程による。

第12章 公告

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告にて行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(細則)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	3,050,000円
計	3,050,000円